

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく接着たて継ぎ材の日本農林規格の改正について

下記のとおり、接着たて継ぎ材の日本農林規格（JAS 0015）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
接着たて継ぎ材の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
接着たて継ぎ材
- 3 趣旨及び目的
接着たて継ぎ材の日本農林規格について、材面の割れの測定方法の変更、含水率試験における試験片作製方法の変更、規格様式の変更、表示事項及び表示の方法の変更等の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
T E L （ 0 3 ） 6 7 4 4－7 1 8 2
F A X （ 0 3 ） 6 7 4 4－0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後